

## 【インドネシア法】

# インドネシア企業規制 アップデート2026: 新たな行政規制と コンプライアンス手続



大江橋法律事務所 弁護士  
／ニューヨーク州弁護士

逢見 昂平

▶ PROFILE

kohei.omi@ohebash.com



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／アソシエイト弁護士

Amanda Christie



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／パートナー弁護士

Julius Singara

## 第1 はじめに

インドネシアは、日本企業にとって、東南アジアにおける魅力的な投資先の一つとしての地位を確立し続けています。インドネシアは、現在、2億8,000万人を超える人口を有し、2045年には人口が3億2,400万人以上に達するとの予測もあり、多様な経済分野において大きな市場機会を提供しています。この人口構成上の優位性は、急速なデジタル変革、インフラ整備、政府主導の経済改革と相まって、今後数年間の消費者需要を牽引すると予想されます。これにより、事業主体が市場シェアを拡大・獲得する余地が十分に確保され、長期的な成長を求める国内外の投資家にとって、インドネシアは、戦略的な投資先としての地位を確実にしていると考えられます。

しかしながら、こうした経済的機会と並行して、インドネシアの規制環境は急速に変化を続けています。インドネシアで事業を展開する企業は、特にコーポレートガバナンス、ライセンス、法的責任に影響を与える新規法令への遵守を確実にするため、常に注意を払う必要があります。インドネシアの有限責任会社 (*perseroan terbatas*、以下、単に「会社」といいます。) に重大な影響を与える直近の法改正として、以下の4点が挙げられます。

- 一般法務総局 (Ditjen AHU) が管理する法人管理システム (*Sistem Administrasi Badan Hukum*、以下「SABH」といいます。) における実質的な検証手続の導入。
- インドネシア標準産業分類に係る中央統計局規則2025年7号に基づく、更新版インドネシア標準産業分類 (KBLI

2025) の制定。

- 有限責任会社の設立、変更及び解散に関する要件及び手続に係る法務大臣令2025年49号 (以下、単に「法務大臣令2025年49号」といいます。) の制定。
- 刑法に関する2023年法律1号の施行。

これらの法改正は、インドネシアの企業法務環境における大きな転換点となります。各企業は、産業分類やライセンス要件といった行政上のコンプライアンス遵守に注視するだけでなく、潜在的な刑事責任リスクを軽減するため、内部統制の強化も図らなければなりません。本ニュースレターでは、上記4つの法改正の概要を解説するとともに、インドネシアで事業を展開する企業が講じるべきコンプライアンス遵守のための対策について取り上げます。

## 第2 新たなAHU検証手続

### 1 総論

SABHは、法務省が運営する公式電子プラットフォームとして機能しており、企業はこれを通じて設立登録や法人の変更届出を行っています。従来、SABHを通じた手続は、比較的形式的なものとして機能していましたが、一般法務総局は、2025年10月27日より実質的な検証手続を導入しました。この実質的な検証手続は、現在、特に(i)取締役会 (BOD) 及びコミサリス会 (BOC) の変更、(ii)株式譲渡による持株比率の変更、(iii)株主の身元又は氏名変更に適用されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 「一人一メールアドレス」ポリシー

上記の新制度においては、各株主、取締役、コミサリスは、SABHデータベースに有効かつ各自固有のメールアドレスを登録することが求められます。重要な点として、重複する又は共有のメールアドレスの使用(例えば、複数の取締役において、同一の管理用メールアドレスを使用している場合等)は、今後一切認められません。仮に既存の会社情報がこの要件を満たしていない場合、会社は公正証書及びSABHへの提出を進める前に、関連する連絡先情報を更新しなければなりません。

## 3 新たな検証ワークフローとリスク

株主は、法務省が(株主総会決議を記載した公正証書の受領後自動的に)全株主へ送信する確認メールの受領後、通常7日以内に変更内容を確認する必要があります。仮に株主による確認が期限までになされない場合、手続は自動的に取り消され、会社は手続を最初からやり直さなければなりません。株主による確認後、法務省による実質審査には7~14営業日を要するとされています。技術上の問題から、海外からの検証リンクへのアクセスは困難を伴うことが多いため、法務省は、検証リンクの期限切れを防ぐため、インドネシア国内に設定されたVPNの使用を推奨しています。さらに、本プロセスではより厳格な証拠基準が求められ、記録された変更内容を裏付けるため、実質的所有者(Beneficial Owner)の宣誓書、株主データ確認書、関連取引証書(例:株式譲渡契約書)等のアップロードが必要となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第3 KBLI 2025の実施:産業分類の義務的調整

### 1 KBLI 2020からKBLI 2025への移行

インドネシア標準産業分類(KBLI)は、インドネシアにおけるビジネスライセンスの基本的な機能を有し、会社の定款に記載される具体的な事業コードと、事業識別番号(Nomor Induk Berusaha、以下「NIB」といいます。)の発行を決定するものです。急速な経済変化、特にデジタル分野の変化に対応するため、政府は2025年12月18日、インドネシア標準産業分類に係る中央統計局規則2025年7号に基づく、更新版インドネシア標準産業分類(以下「KBLI 2025」といいます。)を制定し、従来のKBLI 2020を廃止・置き換えました。KBLI 2025では、分類セクターが21カテゴリーから22カテゴリーに拡大され、技術セクターにおいて、カテゴリーJ(出版、放送、コンテンツ制作・流通活動を対象)、及び、カテゴリーK(電気通信、コンピュータプログラミング、コンピューティングインフラ、その他の情報サービス活動を対象)が導入されました。

### 2 遵守期限は2026年6月18日

既存のKBLI 2020を使用している全ての事業者は、中央統計局規則2025年7号5条に基づき、同規則施行後6ヶ月以内に、事業活動分類をKBLI 2025に準拠するよう調整又は更新する必要があります。そして、上記規則は2025年12月18日に施行されたため、遵守期限は2026年6月18日となります。仮に当該期限までに上記調整が完了しない場合、新規ライセンスの処理、輸入承認又は税務申告に停滞が生じる可能性がありますので、留意が必要です。

### 3 必要なコーポレートアクション(自動的な調整は行われません)

企業のKBLI分類は、一般的には定款3条に記載される登録目的及び事業目的の一部を構成するため、上記2の調整のためには、定款3条の改正が必要となります。すなわち、定款変更が株主総会で承認された後、SABHシステムを通じて法務大臣に提出され、承認を得なければなりません。このため、上記調整は、Online Single Submission(OSS)システム内での単なる行政上のアップデートに留まらず、会社の定款及び登録事業範囲に影響を与えるコーポレートアクションとなります。

### 4 戦略的提言

厳格な期限と手続上の複雑性を踏まえ、各企業は速やかに対応方針の検討を開始することが強く推奨されます。すなわち、各企業は対応するKBLI 2025コードを特定し、必要な改正計画を策定すべきであり、効率性と費用対効果を確保するため、本議題を次回定時株主総会(AGMS)の議題に含めることを推奨いたします(後記第4も併せてご参照ください)。これは、KBLIの改正を財務諸表の年次承認と併せて行うことで、別途の臨時株主総会(EGMS)の開催を回避できるためですが、当該アプローチには事前の準備が不可欠です。KBLIの改正手続は強化されたSABHによるAHU検証手続(前記第2を参照ください。)の対象となるため、株主によるメール確認の遅延が生じた場合、意図せず定時株主総会全体のスケジュールに影響を及ぼす可能性があるためです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第4 定時株主総会(AGMS)の義務的報告

### 1 新たな「二段階期限」のコンプライアンス体制

KBLI 2025の実施及びSABHシステム下での強化された検証手続に加え、法務大臣令2025年49号は定時株主総会に関するより厳格なガバナンス体制を導入しています。インドネシア会社法では従来より、取締役会が会計年度終了後6ヶ月以内に年次報告書を定時株主総会に提出することを義務付けておりましたが、上記法務大臣令では年次報告書の報告義務が追加されました。すなわち、法務大臣令2025年49号16条2項及び3項により、年次報告書の株主総会での承認に際して、以下の手続を経る必要があります。

- 年次報告書(及び財務諸表)を承認する定時株主総会の決議は、公正証書に明示的に記載されなければなりません。
- 当該公正証書は、署名後30日以内にSABH経由で法務省に提出されなければなりません。

### 2 行政制裁としてのアクセス遮断

各企業は、法務大臣令2025年49号17条及び18条に規定された制裁措置に細心の注意を払う必要があります。すなわち、30日間の報告期間内に上記1の定時株主総会での承認決議を報告しなかった場合、法務省から書面による警告が発せられます。警告から30日以内にこの違反を是正しない場合、法務省はSABHシステムへのアクセス遮断(*pemblokiran akses*)という行政制裁を課します。この遮断により、年次報告書が提出され遮断が解除されるまで、会社の今後のあらゆる法人変更(取締役の変更、増資等)を処理する能力が事実上凍結されることとなります。

## 第5 法人に対する新たな刑法

### 1 「個人」から「法人」へ

2023年1月2日、刑法に関する2023年法律1号(以下「新刑法」といいます。)が制定され、同法は2026年1月2日に施行されました。本法はオランダ統治時代の刑法に代替し、法人の刑事責任を明示的に規定するという重要な法改正を伴っています。従来、刑法上の故意は主に「誰であれ」(barang siapa)という用語に結び付けられており、これは主に自然人を指すと解釈されていました。新刑法では「あらゆる者」(Setiap Orang)に法人を含むことを明示的に示しています。これにより、会社は刑法上の犯罪の直接の主体となり、取締役に加えて、又は取締役に代わって訴追や制裁の対象となり得ます。

### 2 責任の範囲(取締役の行為だけではありません)

新刑法45条及び46条に基づき、法人は以下の者による犯罪行為について責任を問われる可能性があります。

- 職務上の地位: 取締役、監査役、その他の主要な管理職
- 雇用関係: 法人を代表して行動する従業員
- 支配者及び実質的所有者: この点に関連する重要な点として、法的な枠組みの外部の者で実質的に会社を支配する者にも責任が及ぶことが挙げられます。これは法人格の否認を意味し、犯罪行為を指示した場合、外国の親会社や最終的な実質的所有者にもその責任が及ぶ可能性があります。

### 3 「法人過失」基準(48条)

具体的には、新刑法48条に基づき、以下の基準を満たす犯罪行為について法人が刑事責任を問われる可能性があります。

- ①当該行為が法人の事業活動又は業務遂行の過程において行われた場合
- ②当該行為が法人に不法な利益又は便益をもたらす場合
- ③当該行為が法人の方針として容認されている場合
- ④当該法人が予防措置を講じず、より重大な影響を防止せず、又は適用される法規定の遵守を確保しなかった場合
- ⑤当該法人が当該犯罪行為の発生を容認した場合

これらの基準により、法人の刑事責任は直接的な関与だけでなく、法人の監督、コンプライアンス、ガバナンスにおける不備からも生じ得るということが明確となっています。

### 4 新たな制裁制度(罰金と法人格消滅)

#### (1) 総論

新刑法56条に基づき、法人を起訴する際に考慮すべき要素が定められており、これには以下が含まれます。

- ①生じた損失又は影響の程度
- ②経営陣、指示者、支配者、実質的所有者の関与の程度
- ③犯罪の継続期間
- ④犯罪の性質及び形態
- ⑤公務員の関与の有無
- ⑥適用される法的・社会的価値観
- ⑦法人のコンプライアンス実績
- ⑧制裁が当該法人に与える影響
- ⑨調査及び起訴過程における当該法人の協力姿勢

新刑法は、法人制裁について体系的な枠組みを導入しており、主要制裁、追加制裁及び措置(tindakan)の3つの制裁に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

分類されます。

## (2) 主要制裁

犯罪の重大性に応じて、科される可能性のある罰金は以下のとおりです(121条)。

- カテゴリーⅣ(最低2億ルピア):基本罰金
- カテゴリーⅥ(最高20億ルピア):7年未満の懲役刑に処せられる犯罪
- カテゴリーⅦ(最高50億ルピア):7年~15年の懲役刑に処せられる犯罪
- カテゴリーⅧ(最高500億ルピア):重大犯罪(死刑・無期懲役に相当する犯罪)

## (3) 追加制裁

罰金に加え、新刑法では法人運営に重大な影響を及ぼす可能性のある追加制裁も規定されています(120条)。

- 損害賠償の支払い
- 犯罪の結果に対する是正措置
- 怠った義務の履行
- 慣習上の義務の履行
- 職業訓練の資金提供
- 犯罪行為から得られた物品又は収益の没収
- 裁判所の判決の公表
- ビジネスライセンスの取消し
- 特定活動の実施禁止
- 法人における事業所及び／又は事業活動の全部又は一部の閉鎖
- 法人の事業活動の全部又は一部の停止
- 法人の解散

## (4) 措置(tindakan)

刑事上の「制裁」とは区別され、新刑法は、法令を遵守しない法人の経営に介入するための特定の「措置」(tindakan)を政府が講じることを認めています。新刑法123条に基づき、これらの措置は、法人接收、監督下への転換及び後見下への転換となります。

## (5) 小括

新刑法124条では、上記の制裁及び措置を実行するための具体的な手続は、別途の政府規則(Peraturan Pemerintah)で規定されることとされています。したがって、政府による法人接收の脅威が現在では法律上認められているものの、具体的な実施方法(例えば、監督者は誰が務めるか、監督期間はどのくらいか等)については、今後公布される施行規則を待つ必要があります。

## 5 コンプライアンスに関する行動要請

新刑法の施行により、企業は、「個人責任」という盾を失い、犯罪行為を「不正な従業員」のせいにするのはもはやできません。このような拡大したリスク(特に123条に基づく国家措置の脅威)を軽減するためには、行動規範を単に備えているだけでは不十分であり、コンプライアンス体制を積極的に導入し、監視し、徹底させる必要があります。こうした「予防措置」の証明が、新制度下における法人の刑事責任に対する重要な防御手段となると考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第6 結語

以上でご説明した4つの法改正は、いずれもインドネシアで事業を展開する企業にとって重大な影響を及ぼすものであり、変化する法的枠組みへのコンプライアンス確保に向け、積極的な対策を講じる必要があります。

特に、KBLI 2025の実施に伴い、企業は事業活動分類を整合させ、2026年6月18日までに定款変更等の対応を行う必要がありますので、留意が必要です。

また、新刑法による処罰という潜在的なリスクを軽減するためには、内部統制構造、コンプライアンスプログラム、リスク管理方針の再評価が強く推奨されます。これらの変化に効果的に対応し、インドネシアにおける長期的な事業運営を確保するためには、事前の準備、規制動向の積極的なモニタリング等のために弁護士や公証人との緊密な連携が不可欠となると考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。